

(仮称) 湯沢駅周辺複合施設整備事業 実施方針等に関する新旧対照表

令和4年10月28日

<実施方針>

No.	頁	旧 (修正前 : 令和4年8月26日公表)	新 (修正後 : 令和4年10月28日公表)
1	3	<p>第1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>1. 事業内容に関する事項(6) 事業概要</p> <p>③ 特定事業者の業務範囲</p> <p>本事業は、本施設の設計、建設及び開館準備を行い、総括管理、維持管理、運営業務を実施することを業務の範囲とする。</p> <p>特定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、市と特定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「(仮称) 湯沢駅周辺複合施設整備事業 要求水準書 (案)」(以下、「要求水準書 (案)」という。) に示すとおりである。</p> <p>ア 公共施設等の設計、建設業務</p> <p>a. 設計業務</p> <p>b. 工事監理業務</p> <p>c. 建設業務</p> <p>d. 開館準備業務</p> <p>イ 公共施設等の総括管理業務</p> <p>a. 供用開始準備業務</p> <p>b. 日常管理業務</p> <p>c. その他の管理業務</p>	<p>第1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>1. 事業内容に関する事項(6) 事業概要</p> <p>③ 特定事業者の業務範囲</p> <p>本事業は、本施設の設計、建設及び開館準備を行い、総括管理、維持管理、運営業務を実施することを業務の範囲とする。</p> <p>特定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、市と特定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「(仮称) 湯沢駅周辺複合施設整備事業 要求水準書 (案)」(以下、「要求水準書 (案)」という。) に示すとおりである。</p> <p>ア 公共施設等の設計、建設業務</p> <p>a. 設計業務</p> <p>b. 工事監理業務</p> <p>c. 建設業務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 公共施設等の総括管理業務</p> <p>a. <u>開館</u>準備業務</p> <p>b. 日常管理業務</p> <p>c. その他の管理業務</p>